

札幌市公共交通協議会地域公共交通会議地区別部会設置規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、札幌市内各区における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議等を行うため、札幌市公共交通協議会設置要綱（以下「協議会要綱」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、札幌市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の部会として設置する組織及びその運営に関し、協議会要綱及び関係規程に定めるものの他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 本規程による部会は、次条の協議事項の協議等を行うため設置することとし、名称は地域公共交通会議地区別部会（以下「地区別部会」という。）とする。

2 地区別部会は、区を単位として設置し、区ごとの名称において、「地区別」とあるのは、設置されている区名に読み替えるものとする。

（協議事項）

第 3 条 地区別部会は、次に掲げる事項の協議等を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 地区別部会の運営方法その他地区別部会が必要と認める事項

（協議会から部会への権限の委任）

第 4 条 協議会要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき、前条に規定する事項に係る協議会の権限を地区別部会に委任し、当該委任された権限に属する事項については地区別部会の議決をもって協議会の議決とする。

（部会長）

第 5 条 地区別部会の部会長は、協議会会長が指名する委員をもって充てる。

2 部会長は、地区別部会を代表し、会務を掌握する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地区別部会の会議は、協議会要綱第7条の規定に準じ、運営を行うものとする。

2 書面による会議は、協議会要綱第7条第5項の規定に準じるもののほか、部会長が必要と認める場合も実施できるものとする。

3 第3条に規定する協議事項のうち、複数の区又は他市町村に跨る協議事項について会議を開催する場合は、必要に応じて複数の地区別部会又は他市町村の地域公共交通会議と合同で会議を開催できるものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 地区別部会において協議が調った事項について、地区別部会の構成員である委員及び臨時委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 地区別部会の庶務は、札幌市まちづくり政策局において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、地区別部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

2 札幌市手稲区地域公共交通会議設置要綱（令和4年7月28日まちづくり政策局都市計画担当局長決裁）により設置されている札幌市手稲区地域公共交通会議（以下「旧手稲区交通会議」という。）は、旧手稲区交通会議において旧手稲区交通会議の廃止が承認された翌日付で廃止する。

- 3 旧手稲区交通会議で協議が整った事項及びその他合意事項（以下「合意事項等」という。）については、手稲区における地区別部会での合意事項等として取扱う。

札幌市公共交通協議会  
地域公共交通会議地区別部会（手稲区）  
委員名簿（案）

※改組前の委員構成に準じた案

（敬称略）

所属・役職等	氏名	備考
ジェイ・アール北海道バス株式会社 営業本部 営業部 乗合グループ専任部長	大木 雅智	
東邦交通株式会社 常務取締役	林 章	
一般社団法人札幌ハイヤー協会 業務課長	増田 厚志	
札幌地区バス協会 事務局	中山 奈央	
北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 事務局長	加藤 裕幸	
国土交通省北海道運輸局 札幌運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）	經亀 真利	
富丘連合町内会 会長	久瀧 洲一	
札幌市まちづくり政策局 公共交通担当部長	柳沼 孝弘	

## 札幌市公共交通協議会「地域公共交通会議地区別部会」について

### 1 部会の設置について

札幌市公共交通協議会は、地域公共交通会議を兼ねているため、住民の需要に応じた旅客輸送の確保や、そのほか地域の実情に即した輸送サービス実現のために必要な事項を協議することとなっておりますが、市内各区単位で、より詳細に地域の実情を反映させていくため、「札幌市公共交通協議会地域公共交通会議地区別部会（以下「地区別部会」）」を設置します。各地区別部会には、各区における乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項についての権限を委任します。

### 2 地域公共交通会議手稲区部会について

手稲区では、令和4年11月から実証運行を開始したデマンド交通に関する協議を行う場として、札幌市手稲区地域公共交通会議を設置しておりますが、今回の地区別部会の設置に際し、当会議を廃止し、「地域公共交通会議手稲区部会」として改組します。

また、当部会の委員構成案は、改組前の札幌市手稲区地域公共交通会議の委員構成に準じたものとしております。

#### 【参考】イメージ

